

御前崎市電子契約実施要領

令和 7 年 8 月 29 日訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、御前崎市（以下「市」という。）が行う電子契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により作成した文書に電子署名を行う方法で締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約書 契約書に記載すべき事項を記録した、法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）が契約担当者及び契約者の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う方式の電子契約サービスをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) タイムスタンプ 特定の時刻に特定の電磁的記録が存在していたこと、また、その時刻以降において、当該電磁的記録が改ざんされていないことを証明する技術をいう。
- (8) 担当者 契約等相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約の事務の事務を主に行う市職員をいう。
- (9) 承認者 契約等相手方に電子契約書を送信する際、当該電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し、承認する市職員をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第 3 条 電子契約サービスは、市が締結する契約等に利用できるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
- (2) 契約期間に保存年限を加えた期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項付契約
- (4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約担当課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(承認者)

第5条 承認者は、運用管理者が指定した課等に置くこととし、当該課等の所属長又は所属長が指定する職員をもってこれに充てる。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、前条の課等ごとに付与する。

- 2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。
- 3 アカウントの取扱いは、それぞれの課等の担当者及び承認者が行う。
- 4 パスワードの管理、設定及び変更は、担当者及び承認者が行う。
- 5 担当者及び承認者は、パスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(契約等相手方への確認)

第7条 担当者は、契約等相手方に電子契約を行うか否かの希望の確認を、次の各号に定める方法により行うこととする。

- (1) 入札により落札決定を行う場合 落札者の決定後に、担当者が電子契約の希望の有無を確認する。
 - (2) 入札を行わない場合 契約等相手方に対する契約の締結の申入れまでに、担当者が電子契約の希望の有無を確認する。
- 2 担当者は、契約等相手方が電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第1号）を提出させることとする。

(電子契約サービスの利用方法)

第8条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する電子契約サービスを利用して行う。

- 2 担当者、承認者及び契約等相手方は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。
- 3 電子署名は、契約等相手方、担当者の順に行うこととする。

(電子契約書の保存)

第9条 電子契約における契約書は、電子契約サービス上に保存する。

- 2 契約等相手方は、電子契約サービスから電子契約書をダウンロードすることができる。

- 3 前項の場合において、電子契約書のデータを保存する等、第1項の規定による保存以外の方法で保存した場合であっても電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(変更契約)

第10条 契約者は、当初契約が電子契約によるものか否かにかかわらず、変更契約において、申出によりその方式を変更することができる。

- 2 前項の申出は、契約方式変更申出書（様式第2号）により行うものとする。

(事故等の報告)

第11条 担当者及び承認者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

- 2 運用管理者は、前項の規定による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

電子契約申出書兼メールアドレス確認書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記の案件について、御前崎市と電子契約サービスを利用した契約締結を申し出ます。
なお、契約締結に利用するメールアドレスは、下記2のとおりです。

記

1 【案件番号・案件名・担当課】入札書又は見積書に記載の事業名等を記入してください。

案件番号	第 号
案 件 名	
担 当 課	

※類似の案件があった場合の誤登録防止のため、必ず記入をお願いします。

※担当課が不明な場合は、入札又は見積りを行った職員にお問い合わせください。

2 利用するメールアドレス

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

【留意事項】

※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付の上、提出してください。

※ 電子契約は、書面契約と契約条件・効力に相違はありません。

※ メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。

※ 日付は本申出書の作成日を記載してください。

※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

様式第 2 号（第10条関係）
様式第 2 号（第10条関係）

契約方式変更申出書

年 月 日

御前崎市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記の案件について、次のとおり契約方式の変更を申し出ます。
なお、電子契約で契約締結に利用するメールアドレスは、下記 2 のとおりです。

記

1 対象案件（契約ごとに提出が必要です。）

案 件 名			
変更後の契約方式 (希望する方式に○)		電子契約	書面契約

2 利用するメールアドレス（「書面契約」を希望される場合、以降の記入は不要です。）

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

【留意事項】

- ※ 変更契約時に当初契約の方式から変更する場合、変更協議時に本申出書を担当課宛てに提出してください。
- ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付の上、提出してください。
- ※ 電子契約は、書面契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ※ メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※ 日付は本申出書の作成日を記載してください。